

薩摩藩における上層郷土の一考察：大隅国高山郷守 屋家と社家組織

秀村，選三

<https://doi.org/10.15017/4403457>

出版情報：経済學研究. 34 (3), pp.63-98, 1968-08-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

薩摩藩における

上層郷士の一考察

——大隅国高山郷守屋家と社家組織——

秀 村 選 三

薩摩藩大隅国高山郷の守屋家については、今迄種々の角度から屢々窺ってきたところである。筆者が数年来此の家の研究を続けているのは、薩摩藩というきわめて特徴ある藩の領域内であることにも勿論興味はあるが、私の関心の中心は必ずしも薩摩藩農村史にあるわけではなく、むしろ我が国における「家」の社会経済生活の歴史的特質、ことに労働組織のあり方、労働関係を基礎づける家と家の諸関係の歴史的研究にあるわけで、¹⁾守屋家という西南辺境地域における一個の上層郷士²⁾微小領主³⁾手作地主の家に

光をあてながら、その家に集約される地域の歴史的特質を解明したいと願っているのである。

もつとも単なる一地域、限られた年代の微視的研究には、きわめて限界があることは当然である。しかしながら戦後の一見華やかな地方史研究（ことに社会経済史的研究）の展開にもかかわらず、今日の研究段階でさえ、それぞれの地域における真に掘るべき研究は決して多くはないようにおもわれる。たとえ地域・年代は限定されようとも、史料に即して出来るだけ具体的に解明すること、ことにその地域・村落・家の生活を出来るだけ、⁴⁾全体的に考察することは今日とくに必要であろう。それぞれの事象は前近代の社会であればあるだけ、決して個々に遊離・独立したものである。ないからである。

ところで守屋家の場合、さきとその労働組織を考察した際にも見た如く、⁵⁾守屋家のもつ社家頭取「四十九所大明神の正祝⁶⁾社司」という性格から、その支配下の社家「社人」が同家の労働組織に編みこまれていたことを注意しなければならない。単にそれだけでなく守屋家と社家の生活諸関連はきわめて密接であったといわなければならない。それは薩摩藩郷士としては必ずしも一般的

事例ではないが、しかし我が国村落の上層家格の家には宗教的〔司祭者的〕權威を附着させていることも屢々であるから、かかる面から家と家の関係や、労働組織を考察することも等閑にすることは出来ない。小稿では守屋家を中心とする社家組織を考察し、同家の全体的考察をするための一つの基礎を準備したいとおもうのである。

註

(1) 秀村「労働史の一課題」、『経済学研究』第二六卷五・六合併号) 参照。

(2) 秀村「薩摩における一上層郷士の労働組織」、『近世日本の経済と社会』有斐閣刊、所収) 三三五、三四〇—二、三四五頁。

二

守屋家は中世の豪族肝付氏の崇敬深かった大隅国高山郷の四十九所大明神^①に仕えた社家で、近世では「寛永十年癸酉高山衆中帳写」の「一ヶ所衆」の中に

『四十九所大明神領

高山居付五十歳

高拾貳石

神主 守屋和泉守

と見え、以後幕末に至っており、史料の不足のため古い時代は分らないが、少くとも近世中期の当主、舎人良国からは代々与頭・郷士年寄を勤め、またおそくともその子弾正良易からは「宗廟四十九所大明神社家頭取^③」を勤めた。弾正の子が舎人重堯で、舎人の時代については史料が相当に豊富であるので(文政末年以降)、主として此の時期を中心に社家組織を考察したいとおもう。

〔補説〕

守屋家の宝暦年間の伝承によれば、同家は代々高山

・串良両所の神主を勤め、和泉守重頼(慶長八年歿)の代に高山に移り、肝付氏滅亡後串良には神主家が別立になり、守屋家は高山郷の神主のみを勤めるようになったと伝える。すなわち

『一、吾先祖代々高山・串良両所ノ神主相勤、串良有里村ニ住スル叟二十代、其二十代目ノ守屋和泉守重頼代ニ肝付殿ヨリ松山ノ御飯屋ヲ御給リ、高山四十九所ノ神主屋敷工普請致シ、串良ヨリ高山工罷移リ、高山ヨリ串良神主モ被相勤タル由申伝候……』

一、前之通、和泉重頼以前十九代有里村十五社大明神神主屋敷工居住致、十九代ノ墓所石塔モ右屋敷工有之候処ニ、前ニ神

主屋敷田開キニ相成候節、祖父代ニテモ有之候カ、右ノ墓石一代ニ石塔一ツ宛、高山新留村之内釈迦堂ニ持越被立置、以上石塔廿一御座候内、一ツハ高山工被罷移候重頼・重時父子ノ見立石ト申伝候、上代十五社神主屋敷ハ十五社鳥居ノ前ニ有之候、今ノ神官宮地河内住処ハ新屋敷ニ而候、

一、前之通、先祖代々高山・串良両所神主役被相動候処ニ、肝付殿落城以後、串良地頭佐多越後殿代ニ、神職別家ニ被相立旨、旧記ニ有之候、其時分マカケ村ノ左京ト申者エ吾先祖ヨリ払除番被申付置候処ニ、右ノ左京エ神職被仰付タル由申伝候……」(宝曆十二年霜月「守屋家申伝案考記」、守屋雄次郎家文書)。

傍証の史料を欠くが、一応注目すべき伝承として記して置く。

さて守屋家が慶応四年に支配「格護」せる神社は第1表の通りであった。これらは四十九所大明神のほかは、すべて小社であるが、各村各方位の結合の中心となる神々であり、その日常の祭祀は夫々の地域の名頭層^{なうぎょう}ニ在郷社家によってなされたと思われるが、所謂「代宮司」^{よやくし}「田舎社人」の居るところもあり、その主要な祭日には守屋家より四十九所の社人を召連れて行き祭事を営ん

薩摩藩における上層郷土の一考察

のであった^④。かかる社家頭取——社人(社人中)を以てする祭祀は薩摩藩において社家組織が整備されるに従い、各村落・方限にも浸透してきたものであろう。その時期や過程を明らかにすることは出来ないが、藩政史はかかる面も今後明らかにすべきであらう。「守屋舎人日帳」によって、高山郷の年間の主要な祭祀を表示すれば第2表の通りであるが、このほか社人中が舎人の屋敷に集り、直会の後、社参・御神楽という記事には頻繁に接するし、祈禱(疫癘退散・風鎮・雨乞・牛馬祈禱など)、稗(千座御稗)・御神楽(火難消除の御神楽・藩主の「御下国ニ付人馬立御神楽」など)の記事も少くない。宗廟(四十九所大明神)の祭祀は藩の鄉村支配・統治と密着していたことを注意しなければならない^⑤。このほか例年九月末(十一月)とくに十一月)は郷土各家の内神祭(ウツガンサーマツイ)に招かれることも多かった。

註

(1) 『鹿児島県史』第二卷、八二一頁、『三國名勝図絵』下巻、八三頁、『高山郷土誌』九四一—六頁参照。

(2) 二階堂(進)家文書「明治三年庚午神無月写」。比較的近年の写本であるが内容の信頼度は高いとおもわれる。

(3) 社家頭取が設けられた年代は不明。彈正良易については

第 2 表

正月	3日 波見村御神火立 29日 (天保9) 初卯	4日 栗毛谷御神火立	7日 打植萩祭, 鬼返	15日 (嘉永2, 4) 奉射	26日 (天保12) 彼岸祭
二	2~3日 (嘉永2), 3~4日 (嘉永3), 5~6日 (天保15) 6~7日 (天保8) } 打植祭	5~6 (天保12), 9~10 (嘉永4) } 初卯祭	5日 (嘉永3) 彼岸祭 5日 (天保7) 6日 (天保10) 29日 (安政7) } 宇内当番祭		
月	7日 (万延2), 24日 (嘉永2), 25日 (安政7), 27日 (嘉永5) 彼岸入				
三月	朔日 (嘉永2) 宇内当番祭 3日 禮会・社参・神楽 (各年)		16日 (安政7) 川上七夕祭		
四月	5日 (天保9) 御馬追二付, 神楽 15日 (天保9), 御萩 (例年)		8日 (嘉永2) 天道御萩 21日 (天保11) 川上祭		
五月	朔日 社参, 折禱 13日 (嘉永4), 22日 (弘化4), 24日 (弘化3), 26日 (天保13), 28日 (嘉永3) 七夕祭 [社参後 懺化て]	5日 社参			
六月	朔日 社参, 御萩 23日 (文久2) 池之瀧 祇園社祭	2日 (天保13) 五社祭 25日 (天保15) 四月七夕祭, 川上社同断	5日 (天保14) 川上七夕祭 18日 (安政7) 祇園社祭 29日 浜下り (名越)		
七月	24日 (天保12) 諏訪内之祭	26日 (上諏訪正祭, 下諏訪内之祭) 27日 (上諏訪正祭, 下諏訪正祭) 28日			
八月	朔日 八朔 12日 (彼化4) 彼岸入 16日 (彼岸) (例年)	12日 (万延2) 23日 (嘉永4) 25日 (弘化3) 27日 (嘉永3)	川上七夕祭 川上七夕祭 懺七夕祭 川上七夕祭	15日 社参, 御神楽 (例年)	27日 (弘化3) 宇内当番祭

九	<p>3日 (天保9) 川上祭 4日 (安政6), 6日 (天保9) 宇内当番祭 3日 (嘉永2) 天遣正祭 4日 (弘化4), 七夕祭 6日 (天保15) 七夕祭, 嶽 8日 (嘉永2) 西之宮, 寒水山祭 10日 (安政7) 片野祭 9日 (安政6) 寒水山, 川上内之祭 10日 (嘉永4) 嶽正祭 9日 (例年) 直田, 社参, 18日 四十九所内之祭, 19日 四十九所日之祭, 鑄流馬 28日, 29日 辺田祭礼</p>
十	<p>2日 (嘉永4) 天遣正祭 2日 3日 (弘化3) 4日, 5日 (天保10) 6日, 7日 (安政6, 7) } 天遣祭 { 内之祭 10日, 11日 (天保9, 10, 11, 12) } 日之祭</p>
十	<p>朔日 (安政7) 赤池植井掛, 社参 2日 (弘化5) 川上冬籠祭 3日 (弘化3, 弘化5) 川上祭 3日 (安政6) 前田村役所稻荷祭, 重新右工門所稻荷祭 4日 } (安政7) 重新右工門所稻荷祭 5日 } 4日 } 4日 } 5日 } 7日 } 8日 } 8日 } 10日 (天保9) 嶽川上冬籠祭 12日 (万延2) 嶽祭</p>
十一	<p>13日 森大明神祭 (冬籠祭) 13日 (天保12) 波見冬籠祭 14日 } 15日 } 宇内冬籠祭 16日 (天保11, 12), 17日 (天保8), 20日~21日 (弘化5, 嘉永4), } 21日~22日 (弘化3), 22日~23日 (天保10) 24日 (天保7) } 冬籠祭</p>
十二月	<p>17日 (万延2), 19日 (弘化3), 20日 (安政7), 地神祭 (守屋分家ウエ)</p>

【備考】 1. 「守屋舎人日帳」により作成。 2. 毎年日帳に見えるのは年度を示さず、或る年度のみに見えても「例年之通」とあるものは(例年)とした。 3. 年度により日異なるのは()内に年度を示した。

『私事爰元宗廟四十九所大明神社家頭取動居申候処……』
とあり（文化四年「守屋彈正日帳」）。

- (4) たとえば「守屋舍人日帳」に「九ツ時分々川上祭として
差越候、上田數馬并河野多仲・有馬けさ□□・兒玉仲助・
鎌田次郎・有馬太郎・田中平之進ニ而候……」（天保九年
戌九月三日）、「上記の人名はすべて社人である」。『森大明
神祭として九ツ過時分行候、外社人七人ニ而候、尤神樂志
ツ有之候、夜入候而罷歸候事』（天保十年亥十一月十三日）。
- (5) 一例を挙げる（請持郡奉行よりの神樂奉納）。『受持郡
奉行上村笑之丞殿々所中并受持郷内安全、五穀豊饒之御神
樂相勤候様、先達而被仰付、御神樂料とゞ金子百疋被相渡
候ニ付、今日日柄宜候ニ付、一昨日当番方ニ申出置、今日
九ツ半社人中此方宅ニ召寄、致社參御被并御神樂相勤候、
役々衆を始、所中參詣有之候、当番郷士年寄衆ニ奉幣相下
候……』（「舍人日帳」安政七年申四月三日）。

三

薩摩藩においては藩の宗廟諏訪宮の本田家を惣大宮司に任じ、
大宮司役所を置いて三州の社家を支配せしめた。各郷には社家頭
取を置き、高山では前述の如く守屋家が社家頭取であつた。

社家頭取は郷内の社家を支配し、高山郷では社家は古来廿四家

薩摩藩における上層郷士の一考察

部であつたが、その後困窮に及び縁与について特例を願ひ出るほ
どで、文政七年には社家竈數一八、人數八一人であつたが、明治
四年には平祠官（後述の平社家か？）のみで九七人、二七家部に
なつていた。天保十五年七月における社家を列挙すれば次の通り
であつた。

『四十九所大明神社家頭取、郷士	守屋 舍人
同社代官司、郷士	上田 數馬
同社檢校并新正八幡宮社司、郷士	守屋 東
四十九所大明神笛役、郷士	成合 平次郎
右四人、郷士社家	
同社權主取、社人	海老原正右衛門
同社社人	柿元 休太郎
川上大明神代官司社人	
四十九所大明神權檢校社人	大野 藤八跡
同社社人	福見 四郎
同社中司役社人	鎌田 清次郎
同社社人	有馬 右膳
天道大神宮代官司社人	

四十九大明神楽所役社人

柿元 半太夫跡

同社御供所社人

佐藤 甚六跡

同社御供役社人

佐藤源左衛門跡

宇内大明神代宮司社人

大野 村尾

同社鐘撞祭場指役社人

有馬 藤助

右屯人当分親類預

同社社人

木原 太郎

四十九所大明神權政所役社人

有馬次郎右衛門跡

西宮大明神代宮司社人

川野 四郎

同社權御馬所役社人

二之宮 次郎

四十九所大明神社人

近間 采女

同社社人

児玉 次郎八跡

戸神大明神代宮司社人

田中 隼人

右式拾五。平社家

四十九所大明神社人

森田小右衛門跡

右者郷士社家并平社家督名前、何社格護、社家頭取其外社役片書ニ相記、帳面相認可差出旨、被仰渡趣承知仕、相糺申候

六所權現代宮司社人

近間 丹宮

処、右之通御座候間、此段被仰上被下度奉存候、以上

四十九所大明神先追役社人

河野 多仲

辰七月四日

社家頭取

同社社人

二之宮 勘六

御郷士年寄衆中

守屋 舎人印

同社社人

鎌田 権大夫跡

ここには「郷士社家」四家部、「平社家」廿五家部（うち跡付八家部）が掲出されているが、このほか「在郷社家」も存在した。

六所權現權主取役社人

有馬 源大夫

以下それぞれについて考察を加えることにする。

四十九所大明神酒主祭場指役社人

同社社人

(1) 郷士社家

同社舖司祭場指役社人

同社社人

四十九所大明神には近世初期から神主・代宮司・検校がいたこ

同社政所役社人

同社社人

とは第3表に示す通りでいづれも高山衆中(＝郷士)であった。神領の各十二石の知行は守屋家(神主)の場合、明治元年まで「神領浮免」と見えており、他の二家も同様に神領浮免であったとおもわれる。均等分された神領が各社家により知行されていることは近世初頭における藩政の浸透を推察せしめるであろう。表中、上田家は「大宮司」とあるが、代官司の意であろう。上田家は郷士として、守屋家を小頭とする五人与に属したし、重要な祭事は社家頭取守屋家に代って名代を勤める家であった。^⑧ 検校の守屋家は社家頭取守屋家の同族ではないが、^⑨ 上田家に次ぐ重要な家である。成合家は近世初期は「蠟師」と見えており、^⑩ 明和頃は波見村庄屋も勤めたが〔第4表〕、天明頃笛役の森田家にかわり社家の中に加わったものと推察される。^⑪ しかし前記の三家より持高も少く家格も低いようである。近世後期における各家の知行高を示せば第4表の通りである。

(2) 平 社 家

郷士社家のほか平社家が廿数家あり、夫々の役を勤めた。小稿では社家頭取守屋家と平社家の関係をとくに主題としている。平社家は二つの類型に分つことが出来る。一つは四十九所大明神の

第 3 表

寛永 10 年	寛永 17 年	寛文 6 年
四十九所大明神領 高12石 高山居付 神主 守屋和泉守50才 同民部左衛門20才	高13石2882 (内12石…四十九所領) 高山居付 守屋和泉守56才 同 諸右衛門27才	高13石1882 正祝子 守屋兵介 (内蔵)
四十九所大明神領 高12石 高山居付 大宮司 上田伝左衛門46才 同 雄之丞15才	高12石…四十九所領 高山居付 植田官右衛門 22才	高12石 8 大宮司 上田九郎右衛門
四十九所大明神領 高12石 高山居付 検校 守屋正三郎13才	高12石…四十九所領 高山居付 守屋貞右衛門21才	高12石 検校 守屋正兵衛

〔備考〕：寛永10年癸酉高山衆中帳写(明治3年写)、寛永17年高山衆中軍役帳写(明治32年写)、寛文6年12月11日高山衆中与分軍役帳(明治32年写)により作成。いづれも二階堂(進)文書、新しい写本であるが他の史料と関連して信頼度は高いと思われる。

第 4 表

郷士社家	明和8年	文化2年	安政3年
守屋家 上田家 守成屋家合	46.石 15182 十次郎 23. 19063 久米 20.0 正右衛門 { 3.51321 佐左衛門 1. 波見村庄屋役分地	43.石 85808 舍人 18. 1906 平馬 20.0 掃部助 6.90615 善助	86.石 43487 舍人 — — —

〔資料〕：明和8年8月「高山衆中高極帳」、文化2年8月「高山郷士高究帳」、安政3年「楯免高取調横折」（いづれも守屋雄次郎家文書）。

薩摩藩における上層郷士の一考察

第三十四卷 第三号 七一

近くの釐の宮馬場に屋敷をもつものであり〔さきの守屋・上田・守屋三家も同じ〕他は各村落の小祠の代官司として村落に屋敷をもつものである。

弘化二年十一月における平社家およびその家族を見ると第5表の通りである。廿五家のうち六家の跡付（絶家）があるのが注目される。また社家間の養子成をもつて家を存続させたし、縁組は門の名頭・名子と結んだことが知られる。社家の家族（女）の中に「内侍」がいたことも注意すべきである。なお各年度六月の「高山社家切支丹宗門改人数帳」によれば五人与の四与〔五家部三与、四家部一与〕

に分れ、各与には小頭が居た。

(3) 在郷社家

郷士社家・平社家のはかに、各村の小社には門の名頭による「在郷社家」が存在した。史料的に知り得るのは宮下村六所権現の場合のみ（弘化二年・嘉永五年）であるが、弘化二年について表示すれば第6表の通りである。他の小社にもかかる在郷社家は存在したとおもわれる（八二頁所引史料によると六所権現のみか）。

おそらく各村の小社は本来各門の名頭層によって齋き祀られたのであろうが、社家制度が整備されるに従って、平社家の中から代官司が定められ、或は門の名頭から代官司になったものである。また各門の名頭も在郷社家として組織されたものである。これらの門は村でも最も起源の古いものと思われる。いづれにせよ名頭層が祭祀組織に重要な地位を占めたことは日向小林郷の事例〔補説参照〕によっても明らかである。また高山郷でも方限はらぎの小社の祭祀は各年の座元において行われたが、これらの座元は名頭の家であったとおもわれる〔時に代官司、釐では郷士の家の場合もあるが〕。薩摩藩農村史における名頭層の重要性がここでも痛感される。

第 6 表

社 役	身 分	人 名	家 族
六所権現調拍子役	倉内門名頭	太郎51	男子28
六所権現中司役	本村門名頭	次郎46	妻46, 男子14
六所権現政所役	永吉門名頭	半□31	{妻26(串良上小原村鶴ヶ 岡屋敷名頭娘), 男子1 {妻42, 男子18, 娘16, 娘10, 親78, 親妻73 休太郎欠落, 跡付之頭 御免アリ }
六所権現御供所役	吉満門名頭	善平次44	
六所権現追崎役	馬渡り門名頭	休太郎跡	
六所権現笛役	富山村本地門先 名頭亡金次郎養子 従弟亡金太夫養子	金次郎61	妻55, 娘14, 養母77

〔備考〕 弘化二巳十一月朔日「隅州肝付郡高山在郷社家宗門手札人数帳」により作成。数字は年齢を示す。

〔補説〕

延享五年、日州小林郷における各神社の格護人を見るに、八王寺権現(宗廟)等六社は頭取、祠官齊藤伊賀、一社はその弟祠官齊藤和泉、五社は小林衆中(木浦木居住)の主取、八重尾兵右衛門であり、以上はいづれも衆中(郷士)社家であるが、その他の九社はそれぞれ各地の門・屋敷の名頭が格護し、『右中ノ屋敷名頭ノ諸事祭米本相調来リ申候』とか『右者格護人自分ノ祭来申候』と録されている。「延享五年辰正月十五日」神社由緒宝物棟札萬改帳、「永井家文書」。また「宝曆三年酉十二月廿四日、日州諸県郡小林八王寺権現社人追廻帳」(永井文書)によると、頭取社人齊藤伊賀のほかは、追廻シ・舞之役・王見牛役・大鼓之役・宇賀大明神主取・今宮八幡主取等廿七人はその殆んどが門・屋敷の名頭であった。「名頭親一、名頭弟一、名子一、不明一を除きすべて名頭である」。

また志布志郷伊崎田村の白鳥神社においても、数ヶ門の名頭(乃至その隠居・弟・嫡子)がその社人で「明治二年巳二月」官名取調帳「官元家文書」、その神舞は多数の門・屋敷から奉仕され、「舞方之賦」を見ると、各門・屋敷名・人名のみが録されるのみであるが、それらの一部には名主・牛馬下役・山方下役・用水下役・榎方下役であることが明らかで、恐らく名頭層であろう。その妻は内侍としても勤めた「文久貳年壬戌三月八日」志布志伊崎田村、白鳥社神事舞一巻、官元家文書。永井家

・宮元家而文書については松下志明氏の御世話になった。

註

- (1) 『鹿兒島県史』第二卷八二〇頁、『三国名勝図絵』上巻。
- (2) 原口虎雄「鹿兒島県の歴史」(『郷土の歴史』九州篇所収) 四一九頁参照。鹿兒島への出府、その他種々の場合に本田家・大官司用間に祝儀をおくったことが「守屋舎人日帳」によってうかがわれる。
- (3) 社家頭取はいづ置かれたか不明である。日向小林郷の宝曆三年西十二月廿四日「日州諸県郡小林八王寺権現社人追廻帳」(小林市、永井家文書)には、「八王寺権現頭取、社人齊藤伊賀」と見える。
- (4) 『高山四十九所大明神社家、古来廿四家部有之候処、近年及困窮、相当之縁与難叶、無妻之者亦而已ニ而、往々社家断絶仕外無之候間、当年先キ廿ヶ年以内、町在寺門前互之縁与御免被仰付度旨申出、願之通寛政十一年末八月御免被成候事処、文化十五子年迄年限管合、又々依願文政二年先拾ヶ年御免被成候事」(「宗門手札改条目」、鹿兒島県蒲生町八幡神社所蔵)。
- (5) 文政七年「隅州肝付郡高山由緒札方帳」(高山町所蔵)。なお明和元年と推定される「高山七村鹿都給領人高記」(「日高家文書」)では「社家百四拾三人」とあり。
- (6) 明治四年「高山郷地名方位及人跡記」(高山町所蔵)。
- (7) 天保十五年七月「隅州肝付郡高山郷士社家并平社家家督名前帳」(守屋雄次郎家文書)。
- (8) 明治元年十二月、「知行名寄目録」(守屋雄次郎家文書)。
- (9) 天保九年戌十一月朔日「宗門手札改五人組帳」・嘉永五年三月「宗門手札内調帳」(守屋家文書)など。
- (10) たとえば『今日名越ニ而候得共、拙者社參不相調候、名代上田数馬に相頼候』(「守屋舎人日帳」天保十一年子六月晦日条)、『社人召寄宮洗いたし候、上田数馬差引相頼候』(同上、天保十四年卯六月九日条)。或は『今朝上田氏ニ而社人中直会相濟、例年之通致社參相動候』(同、天保十一年子九月九日条)の如く上田家において直会がなされることもあり、また四十九所大明神の大祭の日の「鑄流馬」神事に「射手屋」になることもあった(同、天保十四年卯九月十九日、万延二年西九月十三日条)。
- (11) 此の家は元来「塚野」であったが「其後守屋ノ馬ノ先キニ相立可申候、子分ニ被成、守屋ヲ一代名乗ラセ可給ト望ミ申ニ付、一代ノ宛ニテ守屋ヲ免シ名乗ラセ候処ニ、其後御前帳ニ書載候故、干今其子孫代々守屋ヲ名乗来由申伝候」と伝えている(宝曆十二年「守屋家申伝案考記」)。
- (12) 寛永十年癸酉「高山衆中帳写」には「高八石、蟻師、知

覽々、成合善助』と見える。幕末の社人にも成合善助が
 いるから（文化二年八月「高山郷士高究帳」、「舍人日帳」
 嘉永三年戌九月廿一日条など）、おそらく此の家であろう。

(13) 天明六年午二月「大御支配以来社家継目札方帳」のうち
 に下屋敷五畝に『右同(四十九所大明神)笹役森田孝左衛門』
 とあり、孝之丞・孝太夫と継ぎ、朱筆で『天明八年申二月
 廿四日附屬御免被仰付候、成合権四郎』と見える。おそら
 く笹役は森田家より成田家に伝えられたものであろう。

(14) たとえば『今晚暮時分ふれ召呼候、社人五人小頭御用申
 渡候処、多仲、勤六名代とノ準人參候、十八名代とノ半左
 衛門參候、左膳事今晚不罷出候事』(「舍人日帳」嘉永三年戌
 四月十八日条)、『今朝五ツ時左膳參候、昨夜御用之次第申
 付候』(同十九日条)とあり。河野多仲・二之宮勤六・田中十
 八・海老原左膳が五人与小頭であったことが分る。もつと
 も各村の代官司が五人与の中に加えられているから五人与
 の機能については慎重に考えねばならない。

(15) 一例を挙げると、『七ツ時分ノ社人中召列、山下之喜三、
 次所に行、戸神内之祭相仕廻、拙者事ハ宝田宗悦所ニ泊リ
 候事、社人中ハ座元ニ泊リ候事』(「舍人日帳」天保十一年
 十一月七日)。『宗悦所ノ四ツ時分座元喜三次所に行候
 処……七ツ時分日之祭相済罷帰候事』(同上十一月八日)。

その他事例多し。

四

前述のように社人には郷士社家・平社家および在郷社家があつたが、郷士社家には各家に知行高が給せられていたし、在郷社家は名頭として門・屋敷の高を格護していたから、一応の経済的基盤はあつたわけである。しかし平社家はいかなる経済生活をしてきたであろうか。史料は必ずしも豊富ではないが跡づけてみたい。

(1) 農業

門割制の下では、平社家に対して門百姓と同様に土地が割り当てられたとは思われないが、少くとも「余り高」を配当されたことは屢々見るところである。寛郷地帯である大隅では人口に比べて土地はなお広かつたし、他面欠落百姓も出ていたので百姓配当の高以上の手余り地が相当あつたとおもわれる。それらの土地は郷士・社家・野町人等へ配当され、耕作されたのであり、門内部の事情によっては門配当高に対しても「入作」したのであつた。

また高山郷においては私領主(「ことに宮之城島津家・垂水島津

家」の浮免が相当に存在したことを指摘したが、平社家がかかる浮免（たとえば宮之城島津家のものは「宮之城浮免」と称せられた）の作人として請作したことも注意しなければならぬ。

このほか各方限の小社にはそれぞれ神田として免地が付せられていたが、これらはその小社の代官司によって耕作された。それは祭祀にあてられると共に代官司の生活にも或程度の支えとなったであろう。なお社家の屋敷も御免地であったようである。

かくて社家がたとえ微小とはいえ土地を耕作していたことは明らかであり、したがって郷の諸役職や社家頭取より田地の打起・苗蒔入・田植・実植、草取・刈取について時期を失しないように「催促」され、取納未進について督促されたのである。「後述」。

(2) 奉公

前項に窺ったように土地を耕作しても、おそらく零細なものであったから、社人は奉公にも出た。たとえば社人田中齊宮について、

『 (端裏書) 「田中齊宮」

⑨ 鈔拾四貫六百九拾文⑩

右者先年々借用仕、御奉公仕居申候処、来年々牛根大炮船御造

薩摩藩における上層郷土の一考察

立方に差越、相勤申度奉存候間、右身代鈔之儀も来卯二月中被相延置被下度奉存候、左候ハ、其内三四貫文もニ而も前借仕差上可申候、萬一相違申儀も御座候ハ、罷帰候節、本々之通御奉公仕可申候、仍而為後日口入相立、証文如斯御座候、以上

嘉永七年

口入

寅寅十二月廿四日

津曲 □ 衛⑩

守屋舎人様

』

とあり、社家頭取のもとへ前借金（身代金）年季奉公をしていたことが分る（しかも此の場合軍艦製造の職人として牛根へ出向いたのである）。

或は借用の米銭や年貢未納のため、それに相応する日数だけ所謂障奉公（日間奉公）に前借金年季奉公もしたのであった。また文政四年に社人二之宮勘十が聊示伐（違反の伐採）のため木代銭三拾三貫六百毫文のうち不納分三拾貫百毫文の年賦上納を願出た時も「極貧者」であるため「賃取稼」を以て拾年賦することを願い出ているのであった。

ところで社家頭取の守屋家は上層郷士であつたから、その手作も粗放とはいへ相当の規模をもち、その労働組織には下人ははじめ中宿者・社人・下層郷士が編みこまれていたことは以前指摘したところであるが、なお一例を追加すれば、『…日高利兵衛事と茶焙三頼置候処四ツ半時分參候得共、多仲井左膳妻參居候二付、利兵衛事と歸候事』とあり、右の多仲（河野）・左膳（海老原）は社人で、かく社人、その家族が社家頭取のもとに障奉公や日雇に勤めたのであつた。

もつとも社人は社家頭取のもとにのみ奉公・日雇に出たのではない。守屋分家（ウエ）―此の家は社家ではない―では、幕末期に、

『 諸 払

(七月) 十四日

一ツ四拾八文

社人十八

妻

雇入ちん

同廿六日

一ツ百文

社人右膳

妻

右同断（雇賃）

〃廿九日
一ツ百文

右同人
同断¹³⁾

と見える如く社人の妻を雇入れたし、或は前引史料の大野甚助の如く野町人のもとに雇われることもあつたのである。大野甚助については波見浦の船持商人重平兵衛の「手先」を勤めたこともあつた¹⁴⁾（「手先」の実態は不明であるが）。

(3) 博 勞

聞取調査によると、社人には博勞をした者もあつたが、「舎人日帳」弘化四年には、

『 未三月廿五日

一、…兒玉衛守、二之宮勘兵衛博勞一件ニ付、右式人親類并與

中召寄候事

未三月廿六日

一、…兒玉衛守博勞一件ニ付、田中靱負・近間丹宮參候事』

と見え、その具体的内容は明らかでないが、兒玉衛守、二之宮勘兵衛が博勞をしたことが推察される（右の史料に見える人名はすべて社人である）。また守屋家の馬の売買の際、社人が関与していることが多く、¹⁵⁾或は牛の病気に詰め、¹⁶⁾また安政七年申四月

廿四日には守屋舎人が「社人中召寄、旅人取締并牛馬売買一件申渡候事」と録しており（「舎人日帳」）、これらは社人が博労を営んだことを推察せしめるであらう。

なお当地方では「預ヶ牛馬」（アツケウシ、アツケウマ）の慣行が広く行われたが、社人も牛馬を預り成育せしめ仔牛馬を配分したものとおもわれる。¹⁷⁾

(4) 大工

社人の中には大工をなすものがあつた。たとえば天保九年に下飯島より「人配」として郷土多数が移住してきたが、その節に社人達は「人配家作」を申渡されたのであつた。¹⁸⁾ また瑞光寺普請見分にも社人大工が惣大工・喜入大工とともに加わつていた。²⁰⁾ 或は守屋家でも社人を大工に頼んでいたのである。²¹⁾ 前掲史料の牛根大砲船製造に向いた田中斉宮も大工としてではあるまいか。

(5) 医師

一例であるが次の如き文書がある。

『 口上覚

私事、四十九所大明神社家ニ而、西宮大明神代宮司代々相勤居申候処、頭寒之病有之、月代お相調不申、神事勤方折々差支申

薩摩藩における上層郷土の一考察

候ニ付、惣髮成之願申上度奉存候、年齢亦も六拾歳余ニ罷成候間、何卒奉願通御免許被仰付被下候様、被仰上被下度奉願上候、以上

但医師、証文相添差上申候

亥正月

社人

木原太郎

社家御頭取衆中

』²²⁾

右の医師証文は見出し得ないが、社人が医師をしていたことは明らかである。

(6) 下役

郷には所謂所三役（郷士年寄・与頭・横目）や地頭横目・口事方・郡見廻・庄屋等々のほか諸種の掛があつた。たとえば櫛楯掛・櫛役・用水掛・牛馬役・浦役・町役等であるが、社人の中にはその下役を勤めたものがあつた。「守屋舎人日帳」の嘉永三年には櫛楯役について次の如く見えている。

『 四月廿三日

一、今晚河野隼人參、櫛楯掛下役断申出候、尤同刻柿元半左衛門參候、明日波見浦に社方榎方検者差入之段、浦役々申出

第三十四卷 第三号 七九

薩摩藩における上層郷士の一考察

候ニ付、椿檜掛名代と半左衛門に差越候様申付候事、

成四月廿九日

…五ツ時寺社方掛与頭宇都宮連正院出会申越、寺社方椿檜掛下役、河野隼人代り調書寺社奉行所に差上候事、

成五月十日

一、鎌田休八郎に椿檜掛下役、今晚申渡事

右の河野隼人・柿元半左衛門・鎌田休八郎いづれも社人であり、鎌田休八郎は翌年も椿檜掛下役を勤め、また社人海老原左膳も同様であった²⁴。史料は他にも数例あるが、いづれも寺社方椿檜掛に限り、社人はこれにのみ関係したのか、他の掛の下役をも勤めたのか不明である。いづれにせよ、これによって何らかの手当・役得を得たことは推察されよう。

以上平社家の経済生活について窺ってきたが、これらを見るに、下層郷士の生活に近似しているようにおもわれる。薩摩藩においては衆知の如く多数の郷士が存在し、ことに零細な知行又は無高一ヶ所・無屋敷の郷士がきわめて濃密に居たが、彼等は小作をし、奉公人・日雇として勤め、諸種の職人（大工・鍛冶・桶師等々）をすることによって生活を支えたといわれるが、平社家の

生活もこれに近似していたようである。もっとも麓に居住し、社家頭取守屋家の周辺に居た社家と、戸神・宇内・六所権現等の社家の如く、村に居住した代宮司^{くわし}田舎社人（在郷社家）とは異なる）とはその生活形態は相当に異なっていたであろう。後者はヨリ農民的性格をもっていたようにおもわれる。

註

(1) 秀村、郷士手作における畑作の態様（『九州文化史研究

所紀要』第六号）一〇頁。

(2) たとえば天保四年に、

巳二月六日曇晴天

『書役半蔵・ふれ武兵衛罷出候、尤高配当帳郡見廻方差出候、致吟味、明日於御地頭飯屋、余り高致配当筋相決、郷中小頭・社家方主取・野町年行司・諸在庄、屋在役御用申渡置候…』

巳二月七日曇雨天

一、…九ツ時分御地頭飯屋へ乍病氣致出会、余高致配当候〔出役人名略〕、尤〔郷中小頭〕并社家、ふれ、町年行司・諸在庄屋在役〔夜入候而相済候事〕（舍人日帳）。また天保八年酉正月十七日には『郷士・社家・野町・諸在余高打起催申渡候事』（舍人日帳）と見え、嘉永

三年正月八日には『今朝五ツ時多仲罷出候ニ付、郷士年寄衆に遣候処、新留村余り高拾石社家方に相渡□候ニ付、受取方と河野隼人□□(舎人日帳)など。

(3) 『舎人日帳』嘉永四年亥六月十九日には『今晚社人中召呼、吉水門余り高并船倉門入、作、齊宮植田催促申渡候事』。

(4) 秀村「薩摩藩における給地の一考察」(『同志社商学』第二〇巻一・二号)四〇、四一頁。

(5) たとえば『宮之城浮免作人鎌田清之丞・同次郎・有馬袈裟八召列、拙者并小牧惣右衛門・隈元勘右衛門同道ニ而、新留村田廻りいたし候事』(『舎人日帳』天保七年申九月廿六日とあり、右の鎌田・有馬いづれも社人であった。また『宮之城用頼山之内休之進殿が浮免取納未進催促申渡候様、被申出、与頭方并社家方に申渡候事』(同上天保四年巳五月十五日)とあり、社家が宮之城浮免を耕作し取納しることが分る。

(6) 次例は宇内大明神の免地とおもわれるが(『舎人日帳』嘉永三年)、『

成五月廿八日

一、宇内免地之内、春反四畦田植付無、野崎村詰郷士年寄柏原善右衛門殿が□□出を以、今日中植仕廻、届申出候様取斗□□様、□□ツ時申来、直ニふれ差廻候得共、

薩摩藩における上層郷士の一考察

川上祭其外行違ニ而、今日植方不相調、成行申出置候、基助事ハ町覚助所ニ雇入、暇不差出向、ふれが申出候ニ付、野町年行司召呼、早々暇差出候様申付候、今晚隼人・左織參候事

成六月朔日

(社人)

一、…今晚左織・左膳參、宇内免田植方相濟候届、申出候事』
とあり宇内大明神の免地が代官司大野基助によって耕作されていたことが分る。

(7) 河野家では『先祖佐渡ヨリ私迄八代相勤、五畝御免地屋敷迄も被仰付置来申候…』(『源姓河野家系図』、河野秀彦家文書)とあり、明治五年社家廃止、同六年九月御免地屋敷無代価申受、地券証下付になっている。

(8) 守屋雄次郎家文書。

(社人)

(9) たとえば『今朝四ツ時、田中隼人召呼、去ル寅年が借用之米分并去秋宮之城高取納不致候ニ付、致首尾迄之間、貳貫文ニ一ツ、障いたし候様申付候』(『舎人日帳』弘化五年申四月十二日条)とあり、所謂障奉公である。障奉公については、秀村「近世日本雇用史資料(その二)」(『経済学研究』第二九巻第六号)解題を参照せよ。

(10) 文政四年巳十二月十日「二之宮勤十榊木式本聊示木代銀上納年府願出并請取留」(守屋雄次郎家文書)。

(11) 秀村「薩摩における一上層郷士の労働組織」(本庄博士古稀記念論文集『近世日本の経済と社会』所収)。

(12) 「舍人日帳」、弘化五年申四月六日。

(13) 仮題「諸払帳」(守屋巻造家文書 No. 94)。なお明治年代と思われるが川上の柿元家では子供が六ヶ所の日高家に世話になり(奉公?)、田植とか不幸の時などには加勢に行っていたという(柿元イセカメ氏談)。

(14) 『帖佐蔵右衛門(棟梁大工)・波見之平兵衛手先大野甚助、八ツ時参候……』とあり(「舍人日帳」嘉永四年亥三月十日)。

(15) 「舍人日帳」には『…暮時分野崎村上原之金助馬買入、十次郎(一弟、泰造)并社人有馬長次ニ而牽越候ニ付、五ツ時分迄相咄候事』(天保七年申四月廿一日)、『今朝馬買として長次遣候処、永山之原口門助太郎馬買入罷帰候』(天保十年亥正月十日)、『今日九ツ過分長次馬買として野崎村之辺に遣候得共、不買出候』(同年正月十六日)、『…町三蔵・社人二之宮勤左衛門志布志(門前分)町之者召列、馬買ニ参候得共、不相濟候事』(文久二年戌二月廿九日)など。

(16) 守屋家において、『昨夜分牛病氣ニ付、成合善助并二之宮勤左衛門参、泊り呉候事』(「舍人日帳」嘉永五年子十一月十六日)とあり。

(17) 次例は社人河野多仲への預ケ牛であるが『今朝四ツ時多仲参、預ケ女牛今朝病死之段申出候ニ付、直ニ札差上候様申付候事』(「舍人日帳」安政六年未十二月廿一日)。
また「文久三年八月仕牛馬并預ケ牛馬改横折」(「守屋舍人扣」の「預ケ馬牛」の項に

川野善之丞方
文久三年亥八月預
一、生駒老才 当人生育
子年 森佐平次ニ売渡

とあり、守屋家と川野家との預ケ牛馬関係は数通の文書に見える。

『 差出 川野善之丞方頼

母栗毛老駄拾才、後田村岩崎之金助名前

① 生駒老足

右者当三月出生仕候ニ付、差出如此御座候、以上

守屋舍人②

西七月廿五日

近所証拠 岩城孫太郎③

牛馬改役衆中 (「舍人日帳」万延二年酉七月廿五日)『

右は川野善之丞(戸神大明神代官司)へ預けた馬の子につき守屋家より届を出したものとおもわれる。

(18) 高山郷では人配移者を屢々受け入れているが、此の場合

は天保八年秋より計画され、同年十二月に新留村・前田村に飯島移者屋敷見分をしてきた。守屋舎人はこの人配に尽力している。

(19) 「舎人日帳」天保九年戊戌三月八日に左の如く見える。

『今晚社人中召寄、人配家作申渡候、甚九郎・次郎・多仲・次郎・勤兵衛・基助・源太夫・仲助・三四郎ニ而候事』。

(20) 「舎人日帳」安政六年十月廿九日に

『今朝五ツ半時分寺社方掛与頭大田泉竜殿、普請見廻上田数馬同道ニ而、瑞光寺普請為見分、新惣大工川原新之助・喜入大工山下正太郎・社人、大工、二之宮勤次郎に大工之分八拾〇貫文ニ而受負ニ申付、九ツ時分罷掃候：』

(21) 守屋家においては嘉永五年六月四日には『此方事、昨日大工不相頼候而不叶儀到来、見分之儀頼越候事』とあり、翌五日には大工川原新之助を、六日には同人のほか、社人二之宮勤次郎を頼んだ(以後不明)(「守屋舎人日帳」)。なお安政四年末に守屋家より道中原の抱地に下人の家を建てた時も、下人のほか社人(河野多仲・二之宮勤次郎)が加わっていた(前掲「一上層郷士の労働組織」三四二―三頁参照)。また文政十三年〜天保二年に守屋家より分家(ウエ)の屋敷を建てた時、木挽に社人田中十八が加わっていることも注意してよい(天保三年八月「分地目録」、守屋泰造家文書)。

薩摩藩における上層郷士の一考察

(22) 守屋雄次郎家文書。

(23) 「舎人日帳」嘉永四年亥四月十日・十一日条。

(24) 同右、四月十五日条。

(25) 『鹿児島県農地改革史』一八〇―一八二頁。

五

前述の如く四十九所大明神は中世肝付氏の崇敬するところであったが、島津氏の支配体制の確立とともに島津氏の祭祀体制の中に組み入れられ、高山一郷の宗廟となった。かくて薩摩藩の惣大宮司本田家の支配下にある神主¹¹社家頭取の守屋家が神事を司り、社家を支配し、社家に対する藩政の浸透を促したのであった。もっとも守屋家は他面では高山郷の郷士年寄・与頭を勤めていたから、その面とも混融して社家に対する支配は強力であった。守屋舎人の父弾正の時代と思われるが、社家頭取より社家に申渡した「社家中勤方控」¹²を掲出すると次の通りであった。

「文化五年正月

社家中勤方控

掟

社家頭取」

一、社人之儀、専神祇道之心掛肝要之事、付、神道稽古致出精、

諸事実正ニ可相守候事、

一、宗廟旧例之御神事并諸人々相頼候御神楽之節、先例之通役目之社人無未進、頭取宅に相揃、諸事得差図、相勤、相濟候節と、銘々頭取方に致暇可罷帰候事、

一、宗廟三度之御神事格別成事付、役目之社人々勿論、二三男不残社参いたし、頭取差図次第可相勤候事、

一、末社神事之節も右同断、頭取宅に相揃差図次第相勤、相濟候節も暇いたし可罷帰候事、

一、旧例之神事其外諸事勤方申渡候節と、刼限無延引罷出可相勤候事、

一、毎月朔日・十五日・廿八日早朝役目之社人致社参、頭取宅に可罷出事、

一、御殿廻り内外、代官司受持之事付、毎月六度ツ、払除いたし、虫付亦無之様可心掛事、

一、御供所之儀と檢校請持之事付、致見格護、虫付亦無之様払除可心掛事、

一、舞殿・拜殿・籠所亦之儀と、毎月六度ツ、笛役請持之事付、払除可有之候事、

一、鐘撞堂之儀と、鐘撞役請持之事付、払除見格護いたし、神事之節と、とやく罷出、頭取差図次第可相勤候事、

一、神前々鳥居之内外、社家中請込之場所、毎月六度ツ、可致払除候事、

一、宮下村六所権現旧例之神事勤方儀、遠方故、右代官司方に相勤候様、前代分申付置候付、先例之通可相勤事、

一、同所社人之儀、二三男迄正月廿一日御祈禱、三度之夏秋、九月十九日宗廟に無懈怠罷出、頭取差図可相勤事、

一、在郷社人之儀、右同断之事、

一、社家頭取差支候節と、権祝名代ニ而相勤候間、諸事頭取同前相心得可致勤方候事、

一、社頭近辺に出入有之候節と、二三男不残、社頭に相揃、火除方可相勤候事、

一、大風洪水之節も右同断之事、

右者任先例、箇条之通申渡候間、諸事堅固ニ相勤、差合当病之節と屹度其訳可申出候、若無訳不参之(者)於有之と可致札方也、

正月

社家頭取

右によつても社家頭取が社家に対し、神事勤方の励行、神道稽古

への出精、社家頭取の差図遵守、神社の掃除・修補〔その割当〕、非常の際の駄付等を命じていたことが明らかである。以下「守屋舎人日帳」を通じて、社家頭取守屋家の社家（とくに平社家）に對する主として公的な支配・統制を列挙したい。

(1) 藩よりの仰出・条書・廻文等の伝達

社家を「召寄」せ、藩よりの仰出・条書・廻文・取締等の伝達をなし、その重要なものには星合をさせ、請書・印形をとった。また「御用」の申渡その他種々の指図をした。

(2) 宗門手札内改

宗門手札改は薩摩藩の宗門人別改であつて、数年毎に行われた重要な制度であるが、手札改に先立ち内改がなされた。手札改は内改を基礎として帳簿・証文の点検・算用・算札合、手札の墨引・下付がなされたにすぎず、むしろ内改の方がヨリ内部に立入つた調査で、古帳に押札をして加除・訂正し、異動に関しその証拠となるべき証文を整備し、「内改帳面清書并諸証文書方」をなし、その後「内改帳面札合」をして宗門手札内改帳を作成するものであつた。これは郷士・社家・村・野町・中宿・座間について夫々なされたが、社家の場合は内改の掛郷士年寄等が社家頭取のもとに

来てなされたのである。社家の各家内部の異動はすべて社家頭取のもとで把握されていたからであらう。また手札改の際、社家頭取より平社家・在社家に関する証文を札改会所へ差出したし、手札改完了後に社家の手札改帳（恐らく古帳）は社家頭取のもとに渡されたが、これによって人別の把握に心をむけることも出来たと思われる。

(3) 切支丹改・一向宗取締

毎年六月（六月九日が多い）に社人中を「召寄」せ切支丹改をなし、六月十日付で「社家切支丹宗門改人数帳」を作成し、各人（当主）印形をとり寺証文を添えて所に提出した。また切支丹改の当日には同時に社人達に宮洗・草取・掃除等をさせ、社家頭取より当番郷士年寄へ「宮洗届」を申出で、後日当番郷士年寄、掛郷士年寄・与頭・横目より「宮洗見分」を受けたのであつた。

他方、七・八月（年によっては正月・十月）には一向宗取締のため社人中を「召寄」せ「与合印形帳」〔一向宗御取締ニ付与合印形帳〕・「一向宗御札方ニ付与中掛合印形帳」などが作成された。

(4) 社家の身分等に関する吟味・次書

社家頭取はその支配下の社家の身分上の変更に関する諸願書を受付け、吟味し、次書を添付して夫々関係の役職に願ひ出たのであった。史料は乏しいが知り得たことを列挙すると次の通りである。

(a) 身分上り

一例のみ史料がある。天保九年に平社家は郷士成の願をしたらしいが、その後惣大宮司本田家へ祝儀のため守屋十郎太(舎人の婿男)らが参上の節、田中主膳(社人)も「社家之身分上り願」のため同道した。成否の事情は不明であるが、その後も平社家のままにとどまったことから見ると、身分上り・郷士成は許可されなかつたのであろう。かかる場合、以下の事例から推察すると社家頭取が願書を吟味し、次書を添えたと思われる。

(b) 社家の継目・継目養子成

社家の継目や継目養子成に関しては右の社家の関係者乃至当人より社家頭取へ願書を差出し、頭取は次書を添えて当番郷士年寄を経て大宮司役所へ願出たと思われる。その許可も社家頭取を通して社家へ達せられた。許可を得た社家は継目御受の御

礼として出府するものであった。

(c) 婚姻による転出(永代服)

婚姻による転出についても社家よりの願書に五人与・社家頭取(代宮司・檢校)の次書を以て郷士年寄へ願出た。

(5) 勸農

一般に農業に関しては地方検者・郷士年寄・郡見廻等より田地の打起・仕付・下拵・田植・実植・草取・刈取・取納等々について見分・督促し、その時期を失ないように努めていた。前述の如く社家も農業に従事していたので、右の役職より社家頭取に督促、指示することあり、また社家頭取も社人を召寄せ、或は触を以て督促したのであった。社家頭取は社家の農事進行について報告を受け遅延者に対しては触(社家方ふれ)を以て督促したのであった。或は社人中に對し時に「星合」をとって確実な遂行を期したこともあった。そのほか単に時期の督促のみでなく農事全般にわたり指示したようにおもわれる。

(6) 未進の督促

社家の年貢・賦課金の未進については社家頭取より督促し、その納付を命じた。ことに「舎人日帳」に頻繁に見えるのは惣掛り

「惣掛鈔」の未進である。惣掛りの実態は未だ明らかにしていないが、文字通り惣ての別人別に課されたと思われ、社家にも賦課されたので、社家頭取よりその納付期日を申渡したが、屢々未進の者が出たため、社家頭取より郷十年寄に対しその期限の延期を申出ると共に、未進者には納付を督促したのであった。しかも未進者当人より納付出来ない時には、その親類・与中を「召寄」せており、おそらく未進者に代って納付するよう命じたものとおもわれる。

(7) 社家の諸事件の処理

社家に起きた諸事件に関し社家頭取は報告を受け、事件を糺明し、処置を申渡した³⁰。また有免の願を受けた³¹。社家頭取のもとには社人や親類が出入し、事の処理にあたったのである。親類・与中から請書を出し、社家頭取も請書や願書に次書をなすこともあった³²。或は所役より社人に「御用」の場合、社家頭取がその社人を召連れ出会するよう促された³³。「実際には社家の中から名代を出すことが多い」。また社家間の争論を代官司・検校も立会の上処理することもあった³⁵。

(8) 非常の際の召寄

社家頭取は社頭近辺の出火や大風・洪水の際には社人を召寄せ

たし、前掲『社家中勤方控』にも社人の駆付の義務を示している。

註

(1) 守屋雄次郎家文書。

(2) たとえば「舍人日帳」に、『今晚社中召寄、麻袴ニ而仰出広方いたし候、例年之通請書印形取いたし候事』(天保九年戌六月九日)、『今晚社人召寄、廻文之趣申渡候事』(弘化三年午十二月廿七日)、『今晚社人中召寄、此節被仰渡候酒席之勝負御差留之段申渡候事』(弘化五年申七月十九日)など。

此の場合郷土社家は特殊な場合以外は「召寄」せられていない(郷土として伝達を受けるから)。必要な場合は請書・印形をとらせに社人を遣わした。たとえば『今晚社人中召寄、城山取締五人与印形為致候、左候而今晩夕明朝ニ相掛上、田氏・守屋氏印形申請、明朝ハ与頭山之内六郎太殿に差出候様、有馬源太夫に申付候事』(天保十年亥正月十四日)。

(3) 文化五年辰二月朔日「御条書聴聞星合帳」などの史料が残っている(守屋雄次郎家文書)。

(4) 前註(1)参照。また安政六年未六月「諸御取締与中掛合印形帳」などの史料が残されている(守屋雄次郎家文書)。

(5) たとえば弘化四年十月に軍制改革、十一月軍役高改正が

なされ、これに対応するものであろう次の如く見える。

『 未十月晦日

一、…今晚五ツ時帰候而、社人ふれ招呼、明後二日朝社人御用申渡、(田中)十八日招呼候事、

未十一月二日

一、今朝社人中相揃候ニ付、御軍役御用申渡、銘々差出相認呉、為致印形、帳面当番郷士年寄大田惣兵衛殿に差出候』〔舎人日帳〕。

(6) 秀村「薩摩藩における宗門手札改と一向宗禁制」〔九州文化史研究所紀要』第一一号)。

(7) たとえば『社家宗門手札内改として掛郷士年寄内之浦治兵衛殿・書役守屋(奥)・郡山八左衛門・富山新十郎・峯崎助九ツ半時分被参候、…尤今晚五(伊)時分引取ニ而候、一日相済候』〔舎人日帳〕天保九年戊四月廿三日)。

(8) たとえば天保九〇十年に手札改がなされたが、『今朝野多仲罷出候ニ付、柿元休五郎并富山村之金次郎継目証文并左膳・右膳名替証文為持、札改会所に差出候』〔舎人日帳〕天保十亥年三月五日)。

(9) 安政六〇七年に手札改がなされたが、安政七年四月廿六日に『平社家手札改張一冊、七ツ時分ふれ切通仁平太を以、被相渡候、外郷士社家帳并在社家中も不相渡候ニ付、仁平

太を以相渡候様願出候事』〔舎人日帳〕。

(10) 「舎人日帳」より嘉永二〇五年累年の史料を引用する。総合して大要が窺えるであろう。

嘉永二年『一、九ツ時分日高利兵衛相頼、社人切支丹改帳面書方いたし候(六月七日)、一、今朝五ツ時、日高利兵衛頼入、社家切支丹改其外書方いたし候、九ツ時相済候、四ツ時江口善之進寺証文致持参候、九ツ過日社人中召寄、宮洗いたし候(六月九日)、一、八ツ半時分日御飯屋へ出、此方与中并社家共切支丹宗門改帳外差出候(六月十日)』。

嘉永三年『一、九ツ時分日社人中召寄、致宮洗、晩方切支丹改并所取締請書為致印形候、六ツ半相済候事(六月九日)。
嘉永四年『一、九ツ時日社人中召寄、宮洗并草払、草取、掃除為致、切支丹取締、諸取締為致印形候、尤寺証文取揃候事(六月六日)』。

嘉永五年『一、宮洗いたし候ニ付…一、社家切支丹改方いたし諸取締向申請、今晚印形取相済候事(六月九日)。
(河)多仲参、切支丹改帳面并諸取締請書相渡、所(伊)に差出候様申付候事、一、高帳載差出并切支丹改差出、位地知金太郎に頼越候事(六月十日)』。

(11) たとえば嘉永二年では六月九日切支丹改、宮洗、六月十

九日宮洗見分(舎人日帳)。

(12) たとえば弘化四年に(「舎人日帳」)

未八月十二日

『八ツ時御地頭飯屋御用有之、差越候処、一向宗取締ニ付、社家中与合印形帳相調、差出候様、掛り役々被仰出、七ツ半時分帰候、』

未八月十三日

…五ツ時分、社人中召寄、一向宗与合為致印形候』

(13) 「舎人日帳」天保九年戌壬四月二日条。

(14) 同右、壬四月九日条。

(15) 継目養子成の願の例を挙げると(守屋雄次郎家文書)、

『口上覚

社家二之宮勤六弟
二之宮勤兵衛

一札年三拾四歳

(式拾八歳妻、七歳男子、四歳・式歳娘略)

右者四十九所大明神社家筋司祭場指役鎌田権太夫事、天保九年戌九月十日病死仕、直男子無御座、同月□五日跡付之願申上、御免被仰付置候ニ付、右之勤兵衛家内召列、跡目、養子成御免許被仰付被下候様、御申上可給儀類存候、

成七月四日

組頭 海老原左膳◎
右同 河野多仲◎

与中衆

右被申出候通、別条無御座段承届申候間、奉願通神職継目

養子成御免許被仰付被下候様、御申上可被下候、以上

成七月四日

与中 大野基助◎
右同 有馬源太夫◎

社家御頭取衆中

』

〔同趣意にて、二之宮勤六よりの口上覚、与中の次書あり〕
右のように組頭と兄から夫々口上覚が出され、五人与中が次書して社家頭取へ申出たが、実際の過程は次の通りであった。

『成七月十三日

…暮時分大野基助罷出、鎌田権太夫跡養子願書差出候事、

成七月廿日

…同刻(八ツ時)日高利兵衛参候ニ付、社人二之宮勤兵衛跡付養子願書清書書替□頼候、今晚勤兵衛召呼候而明朝印判致借方、持参候様申付候事、

成七月廿一日

今朝五ツ時、二之宮勤兵衛参候ニ付、跡目養子願書并親類・与中致印形、上田氏・守屋掃部印形為實候』(「舎人日帳」嘉永三年)かく親類・与中さらに代宮司・檢校の印形を得て頭取より大宮司役所へ差出したと思われる。

薩摩藩における上層郷士の一考察

(16) 弘化五年七月十九日守屋東(検校)死亡後、七月晦日『四

ツ時河野隼人參、守屋正之助社役跡目願書差出候ニ付、此方留并致、書、九ツ時当番郷士年寄日高清右衛門殿に致持參差出候』〔舎人日帳〕。

(17) 『平社家柿元清右衛門 養子成、并宮下村・富山村在社家式人、神職、継目、願書、差上置候処、御証文ニ相成候間、御受御礼旁先例之通致手当罷出候様可申渡旨、大宮司役所に被仰渡、今早朝ふれ招呼、御用申渡候事』〔舎人日帳〕天保九年戌四月十四日。

(18) 『舎人日帳』嘉永二年酉八月十二日条。なお前註(17)参照。

(19) 史料は一例のみであるが、

□上賞

高山

札年三拾歳

娘けさ

右者私娘ニ而御座候処、日置家来森基六嫡子森袈裟四郎方に内々縁与仕差越居申候ニ付、永代御暇御免許被仰付候様、御申上可給儀願存候、以上、

四十九所大明神社家

未二月廿三日

田中此面

五人と中衆

右申出候通、別条無御座候間、奉願通御免許被仰付被下候

様、御申上被下度奉存候、以上、 与中

未二月廿三日

兄玉衛守
近間丹宮
柿元半右衛門

社家御頭取衆中

右申出候通、別条無御座段、承届申候間、奉願通永代御暇御免許被仰付被下候様、被仰上被下度奉存候、以上

未二月廿四日

檢校 守屋掃部
代宮司 上田數馬
社家頭取 守屋舎人

御郷士年寄衆中

(20) たとえば『暮六ツ時分、上之齋詰地方、檢者旅宿に郷士年

寄、柏崎善右衛門殿に社家頭取御用被仰渡、此方病氣之故、名代と河野多仲差遣候処、社人中与合相立、明廿日分七ツ時尾之下ニ而逢星合、田之草取いたし、来ル廿四日限相仕舞、届申出候様可申渡旨、致承知候段承、直ニ社人中召寄申渡候、社家中一組ニ而致取方管候事』〔舎人日帳〕天保十五年辰七月十九日。七月廿四日には社人二之宮次郎を遣し社人中草取届をした。

(21) たとえば『今晚に社家中召寄：前田村余高仕付、日限通相仕舞候様申渡候事』〔舎人日帳〕天保九年戌三月廿一

日)。「ふれ源太夫に來ル廿日限、田打起并來ル十五日限、妻蒔入方相触候様申達候事」(同上、弘化四年未十二月九日)。

右のふれは「社家方ふれ」であり、弘化四年当時舎人は郷の役職についていなかったから右は社家頭取として達したものである。

- (22) たとえば「舎人日帳」嘉永四年に「(七月十七日)今朝臥居候処、二之宮勸左衛門參、田五番草取相濟候由、申出候事」、「(七月十八日)今朝六ツ半柿元半左衛門參、田地五番草取相濟候届申出候事」(「七月十八日」今朝六ツ時ふれ(鎌田)休八郎招呼、田五番草取催促いたし候事)。「二之宮・柿元・鎌田はすべて社家である」

- (23) たとえば「今朝社人中式番打起星合、ニ參候」(「舎人日帳」嘉永四年亥二月廿三日)、「今晚齋社人共招呼、田地札立、荒くれ割、あせ拵□稠敷申付、明朝尾之下星合□六ツ時罷出候様申付候事」(同、安政六年未四月二日)など。

- (24) 『鹿兒島県史』第二卷三六一—二頁の正租以外收納の月表には見えない。

- (25) 「舎人日帳」弘化五年申四月六日に「今朝郷士年寄柏原善右衛門殿に海老原左膳此方名代と差越候処、人別壹人、二付百六拾九文掛被仰渡候段申出候事」とあり、後日の記

薩摩藩における上層郷士の一考察

事で此人別百六拾九文の賦課が惣掛出紛であることが分る(同上、四月十八・十九日条)。郷においては「惣掛取揃横折帳」が作成され(同上、天保六年未十一月廿四日条)、守屋泰造家には「所惣掛紛与中取揃上納横折」、守屋雄次郎家には「此節人別惣掛り出分取調横折」・「惣掛り出分取調本横折」、「惣掛出分上納本」等の文書が残されている。なお郷においては、他の出費へ一時「惣掛」を取替えることもあった(「惣掛方取替」)。「舎人日帳」文政十三年十二月廿二日、天保四年正月二日条など)。

- (26) たとえば「今朝ふれ衛守招呼、來ル十六日惣掛出分申渡、廻文野町に次渡候」(「舎人日帳」嘉永四年亥七月十一日)。

- (27) たとえば「四ツ時分月番郷士年寄内之浦治兵衛殿所行候而、……惣掛未進來ル廿日限延申出候」(「舎人日帳」天保十一年子十月十一日)。

- (28) たとえば「社人惣掛未進人數招呼、催促いたし候」(「舎人日帳」天保十一年子十月四日)。なお「今晚社人中召寄、丑寅卯三ヶ年分惣掛未進催促申渡候事」(同上、嘉永三年戌十月十二日)とあり、数年分の未進は社家頭取のもとで立替られていたのであろうか。

- (29) たとえば「田中隼人惣掛未進一件二付、親類与中今朝召

寄、取斗方申付候事』〔舎人日帳〕嘉永四年亥二月廿四

日、『今朝六ツ半、ふれ衛守召呼候而、柿元半左衛門御用
申渡候処、五ツ時参候ニ付、先月惣掛未進致取納、九ツ時
か内ニ受取書致持参候申付候……今晩柿元半左衛門親類・

与中召呼候事』(同上、嘉永三年戌六月廿九日)。

(30) たとえば、城山への出入の禁を破った者があり『今朝社
家共召呼、城山に出入有無之訳、致糺方候』とあり(同上、
天保六年未十二月朔日)。

(31) たとえば、事件の内容は不明であるが、次の如く処置し
た。『今日八ツ時分、社人大野村尾・同甚助・有馬右膳・
近間丹宮罷出候ニ付、村尾・甚助・なつ親類預申渡候事』
(同上、天保九年戌三月十九日)。

(32) たとえば社人海老原正右衛門へ『漆代鹿府間屋か相頼一
件』について吟味・糺明し、郷士兩人より『無調法之段』
申出て、『今朝中村金五か社人正右衛門請書被差出候ニ付、
此節迄ハ願通致有免候段申達候事』とあり(同上、天保十
一年子十月八日以降廿三日まで)。

(33) たとえば『今朝五ツ時上田数馬相招、児玉衛守親類・与
中召呼、不行跡之請書為致候』(同上、弘化五年申十月廿
二日)、『今朝四ツ時有馬甚八参、児玉衛守不行跡之請書差出
候ニ付、次書認、致印形、上田数馬に相頼、郷士年寄衆に

差出候事』(同、十月廿三日)。

また次の如く口上覚に次書をなしている〔守屋雄次郎家文
書〕。

『文政四年巳十二月十日

二之宮勘十榑木式本知示木代良上納年府願出并請取届

社家頭取

口上覚

高山

辰四月十一日御引付元

一、鈐式拾貫六拾壹文

社人 二之宮勘十

右同御引元

一、同拾三貫五百三拾六文

右同人

内式貫文

去辰八月十二日上納仕立申候

老貫文

当巳四月四日同断

五百文

同巳八月廿六日同断

差引残而

錢三拾貫百壹文

不納方

但壹ヶ年ニ三貫文ツ、当巳年々来ル寅年迄拾ヶ年

皆納毎年十二月限年府上納被仰付被下度奉願候

右者二之宮勘十事先年榑木式本知示伐仕

付、本木代良ヲ上納仕候様、御引付被仰付

者ニ而、何様才覚仕候而も調達相調不申候ニ付、糺斗リ内

〔候得共〕、極貧

上納仕立申候、然処此節(二字読めず)□□ニも皆上納仕候様、稠敷被仰

渡候処承知仕、当人々勿論親類私共迄も精々調達方之手段

仕候得共、至而極貧者之事御座候得と、調達方相調不申候、

依之恐至極奉存儀候得共、前文申上候通、年府上納御免被

仰付被下度、左候ハ、實取稼米之由を以、年々上納為仕拾

巳十二月十日

親類 鎌田清之丞印
右同 木原太郎印

社家 御頭取衆中

右之通願申出趣、別条無御座段、承届申候間、奉願通年府

上納御免許被仰付被下候様被仰上被下度奉存候、以上、

巳十二月十日

郷士年寄衆中

山方掛 御役人衆中

(34) たとえば『二之宮勘兵衛に当番郷士年寄衆が御用有之由

ニ而、此方が召列、八ツ時御地頭飯屋へ罷出候様致承知候

一：『(舎人日帳) 弘化四年未二月四日)。父(彈正)の名

代として舎人が出向いたこともある一』社人有馬架装八事

座敷内徘徊被仰付、囲出方と月番郷士年寄大田善兵衛殿

・横目児嶋孫八殿・日高新左衛門殿被差越候ニ付、拙者社

薩摩藩における上層郷士の一考察

家頭取名代と、暮六ツ時分御地頭飯屋が同道ニ而差越候、

親類共は仰渡之趣被申聞、囲出有之候事』(同上、文政十

三年寅六月廿五日)。

(35) たとえば『社人二之宮勘十・有馬次郎争論之儀有之、勘

十事隠居故、家督勘六が申出趣有之、当人并双方親類与中

召寄候上、上田氏出會、今朝致札方候得共、東出會無之、

今日休ミ置候事』(同上、天保十二年丑六月廿三日)、『今

朝上田數馬・守屋東出會之上、勘十并次郎、親類・与中召

寄、札方之上、勘十方に申断、其上向後面働不罷成様、尤

禁酒之訳請書差出候様、次郎親類・与中に申付候事』(同、

六月廿四日)。

(36) たとえば『(文久二年) 戌五月朔日、雨天洪水、一、八

ツ半時分、宮之谷破損ニ而、社人中其外鎌貝ニ而召寄候』

と見え(同上)、嘉永三年戌八月七日は『無類之大風』で

あったが、翌日は『今朝六ツ過、社人中召寄、宮取始抹為

致候』とあり(同上)。

六

前節で窺ったように社家頭取と社家ことに平社家との間には公
的(藩制上の)支配・従属の關係があつたが、同時に生活諸般
にわたる保護・依存・奉仕の關係もあつた。社家頭取守屋家は上

層郷士の一つで郷士年寄・与頭を勤め、門領主であると共に相当規模の手作地主・抱地支配の地主であったから、頼るべき有力な家であった。平社家の経済的基盤は薄弱であったから、生活上の保護を社家頭取に求めねばならなかったし、また社家頭取の家も平社家の家々も夫々世襲であり、多くは(各村の代官司を除いて)釐の四十九所大明神の近辺に(とくに守屋家の所在する宮馬場)居住し、同じ「馬場中」(近隣団体)に属しており、家と家の相互関係は長い年代にわたり密接であった。各村の代官司も居住は離れていても密接な関係はもっていたのである。

かくて守屋家はこれら平社家を同家の農業や家内の諸雑事労働に用いており、それはたとえ労働日数は少くとも守屋家の労働組織の構成要素をなしていた。ことに彼等が下人と共に同じ労働にたづさわ⁵り、また隙奉公⁴日雇下人(「日雇」として賃銭を与えられることもあ⁶ったし、社家の二三男が下人として守屋家に奉公することもあ⁷った。或は西田の田舎社人川野家のごとく守屋家と預け牛馬関係があり(前述)、また社人河野多仲の如く守屋家の家内の小雑事のみでなく、種々の場合に相談に預⁸り、名代を勤め、諸所に使¹し、また酒宴の「庖丁人」¹⁰を頼まれるなど、始終守屋家

に出入していた者もいたが、しかしそれは河野多仲に限られるものでなく、むしろ多少とも社人は守屋家の労働組織の一環として存在し、さらに広く守屋家をめぐる広汎な社会関係の中で「コブ¹¹ン」として位置づけなければならない。

社家から折目々々に守屋家へ祝儀に來たり、五月の粽加勢(粽作り)¹²・家作の際に加勢をなし、盆の前に盆道作り・庭草取りを奉仕し、¹³或は田舎社人が野菜・薪を届け、ことにホゼ(九月十九日、四十九所の大祭)の前に垣普請(垣結い)―『垣普請とノ田舎社人罷出加勢いたし候事』・『田舎社人不残垣普請加勢受候事』と見える如く加勢がなされ、¹⁴また年末には箸かき(箸けづり)にも来たことは社家頭取―社家の親方・子方関係を明らかに示しているのである。

したがって社家が生活の諸部面にわたり守屋家に依存することも多く、米銭を借用し、¹⁵馬を借り、¹⁶唐芋の苗を貰い、¹⁷また社家の家内部の諸事や社人間の争論にあたって守屋家に相談し、守屋家よりもその処理を配慮・指図したわけで、したがって守屋家には常日頃より社家の家内部の些事まで知らされていたようである。¹⁸また社人を召使った給分として守屋家より郷士の家を買入れ、こ

れを引直して建ててやり、或は正月の「神狩」に獲た猪を祭の後
に社家に分配したのも守屋家と社家との密接な生活関連を物語る
ものであろう。³¹⁾

かかる社家頭取と社家の間の親方・子方関係と藩制上の支配・
従属関係はいづれが根源的で、他がそれに伴ない、形成され、制度化
されたものか、社家組織をその初期から考察する史料を欠くので
何ともいえないが、いづれにせよ相互に作用し、規定して近世後
期には制度的にも一応整備され、生活上にも家と家の密接な関連
が持続されていたのであろう。いわば藩制上の社家組織はかかる
親方・子方関係によって内面的に支えられて機能し得たようにお
もわれる。

註

- (1) 馬場中では馬場寄〔舎人日帳〕弘化四年未三月八日条) をなし、水神講(同、文政十三年寅八月十五日条)、馬場火鎮祈禱(同、天保十二年丑五月十七日条)、疫病除祈禱・牛馬疫病除祈禱(同、嘉永三年戌六月廿三日、七月初日条)、齊(同、嘉永三年戌九月六日条、嘉永五年子二月晦日条)、馬齊(同、天保十四年卯六月廿六日条)、餅踏の餅配り(同、安政六年十月廿四日条)、夜廻(同、嘉永四年亥五月十日

薩摩藩における上層郷士の一考察

- 条) をなした。馬場中については別稿に取扱う予定である
(2) たとえば「舎人日帳」によると、『甚助雇入午房時、だつきよう植杯為致候』(弘化五年申八月廿一日)、『丸田牧大蕪青子作入と甚助頼入、勘次郎同道ニ而今朝遣候事』(同十月八日)、『九ツ時分休八郎親麦干ニ參候』(嘉永四年七月廿九日) などその例は多い。

- (3) 「舎人日帳」によると、『九ツ半分左膳相頼、木臼ノ齒切いたし候事』(弘化五年申八月十一日)、『左膳相頼入、致髪結候事』(同八月十七日)、『多仲相頼疊替いたし候』(同九月十二日、十四日)、『鶉戸參詣と河内頭差越候、乗馬牽と休八郎召列候』(嘉永二年酉十一月六日)、『そのほか、おやし(大豆のモヤシ)漬方、茶焙、家作、医者迎え、看病、獄よりの湯取(温泉の湯を薬治のため)、各地への従者など。

- (4) 秀村「薩藩における上層郷士の労働組織」〔近世日本の経済と社会〕三四五頁。

- (5) たとえば「舎人日帳」に「社人□井下人共四人千町田植田下地として遣候」(天保九年戌五月九日)、『今日獄に湯取と五社之市・勘次郎遣候事』(嘉永二年酉三月廿七日) など、五社之市は分家(ウエ、五社馬場)の下人市太郎のことである。

第三十四卷 第三号 九五

- (6) 秀村「幕末薩藩における上層郷士と永代下人」(『土地制度史学』創刊号)四六・七頁。なお同「近世日本雇用史資料(その二)」(『経済学研究』第二七卷六号)も参照。
- (7) 前述の②奉公の項〔七六頁〕参照。
- (8) 秀村「薩藩における上層郷士の労働組織」三三二頁。
- (9) たとえば『今朝多仲招呼、左膳山買方相談いたし候』(『舍人日帳』天保十一年子十二月九日)、相談に限らず「多仲参候、一刻相咄候事」等の文言は多い。
- (10) 前述〔たとえば八八頁註(20)〕参照。出府の名代も多い。また必ずしも名代でないが、寺社方検者の高山差入の際に守屋家より河野多仲を下役に付ける場合も多い。
- (11) たとえば『河野多仲今日始良馬医に遺候、菓三貼賞候事』(『舍人日帳』天保十五年辰六月十六日)。
- (12) たとえば『乙名祝とノ勘左衛門・小太郎・勘太郎罷出、多仲包丁が相伴いたし候事』(『舍人日帳』天保十二年丑正月四日)。乙名祝の包丁人の例はきわめて多い。
- (13) 河野多仲については、秀村「薩藩における上層郷士の労働組織」三三五頁も参照せよ。
- (14) 川上の田舎社人柿元家の内神の御神体には中央に「川上坐猿田毘古大神、柿元家氏神物部神社可美真手命」とあり、同家ではウツガンサーを「モノベジンサー」と云っている。
- (15) たとえば正月五日に『八ツ時分、近間衛守・同丹宮祝儀として参候事』(『舍人日帳』天保十年)、五月五日に『今朝社人中罷出候、尤親類中祝儀客有之候事』(同上、天保十二年)など。
- (16) 粽作りは普通五月四日になされる。たとえば『舍人日帳』弘化五年には『粽加勢とノ今朝四ツ時分源太夫参候』(五月四日)とあり、なお『津曲代官司かままこ参候』(五月三日)と見える。嘉永頃からは粽加勢は女婿(津曲仲助)にかわっている(秀村、前掲「労働組織」三四〇頁)。
- (17) たとえば嘉永三年十月の家作において『今晚社人四人加勢請、家作繩調候事』(『舍人日帳』嘉永三年戊十月十五日)。
- (18) たとえば『今朝四ツ半時分梵道作りとノ福見四郎参候而、相仕舞、九ツ半時分掃掛、又ノ参候ニ付、庭草取加勢受候事』(同右、弘化五年申七月十二日)。
- (19) たとえば『今朝五ツ過福見四郎薪負駄付越呉候』(同右、嘉永三年戌九月十八日)、『四ツ時川野善之丞戸口迄参、野菜貢とノ参候事』(同上、嘉永四年亥五月四日)。
- (20) 「舍人日帳」安政二年卯九月十六日。

(21) 同右、安政三年辰九月十六日。

(22) 垣普請の加勢については、秀村、前掲「労働組織」三四〇—一頁参照。

(23) たとえば『今晚著かきいたし候、大工三人并成合権四郎・源次郎・正右衛門頼候』（「舍人日帳」天保十二年十二月七日）。右のうち成合は郷土社家、源次郎は社人河野源次郎（同上、天保九年戌四月十四日条）。正右衛門も社人（海老原）であろう（同上、天保十二年丑五月廿日条、十四年三月十九日条参照）。

(24) たとえば「舍人日帳」に「八ツ時分衛守米杯かりニ參候」（嘉永二年酉九月十八日）、『八ツ過時分が福見四郎米借ニ參、今晚帰候』（嘉永三年戌六月廿七日）、『七ツ時単人參候、越中菜代分爲見当、借用之願申出候ニ付、無出入払候事』（万延二年酉六月二日）等と見える。

(25) 『今朝多仲に馬かし候事』（「舍人日帳」天保十一年子四月十二日）。此の場合は前述の預け馬とは異るとおもふ。

(26) 『今朝四ツ過福見四郎唐芋苗實ニ參候』（同右、弘化五年申六月六日）。

(27) 次例は社人の養女について代官司・檢校と共に吟味してゐる。

『今朝上田數馬・守屋東差寄之上、有馬右膳實娘親元に引取

薩摩藩における上層郷土の一考察

一件致吟味候、：田中主膳妻同道ニ而、有馬右膳夫婦罷出候、福見四郎實請候礼分ニ而候事』（同右、天保十二年丑二月十五日）。また社人の家族の怪我の看護について

『大野村尾娘なツ今朝致怪我候段、海老原正右衛門が承候事』（同右、天保十二年五月廿日）とあり、『大野甚助姉なツ不氣揃様有之、甚助老人ニ而夜々、番難調筋ニ親類河野多仲を以申出候ニ付、親類与申談、夜々之番致候様、最寄之人數に直ニ申付候、遠在之儀ハ明日御用申渡置候事』（五月廿六日）。

(28) 前節註(35)参照。

(29) たとえば『今晚有馬次郎事、兄衛守所に差越、酔狂いたし候段、申出候事』（「舍人日帳」嘉永二年酉九月廿日）。有馬次郎については前節註(34)参照。

(30) 『今日と大工屋ね薙迄拾六人ニ而、社人勘次郎召仕候、給分と買入置候居家、切通強兵衛所が引直、立方が薙方・かべ付迄相濟手当ニ而候得共、ねた張、かべ付、上褥つみ方不相濟候』（「舍人日帳」嘉永三年十月十七日）、『屋根薙老人頼入、勘次郎家つみ方ニ而候：』（同上十八日）。

(31) 『去ル四日神狩ニ取得候四才猪、今朝鳥居之脇、西之方秋山に掛置、祭方有之候、尤社人中屋敷に配分之事』（「舍人日帳」天保三年辰正月七日）。

七

以上幕末期大隅国高山郷の守屋家を中心とする社家組織を考察してきた。一見きわめて特殊な課題のようであるが、薩摩藩の各郷においては上層郷士の中に社司＝社家頭取の家が存在し、その郷の社家を統轄していたし、また我が国村落史研究の上で上層家格の家のもつ司祭者的性格は種々の角度から考察する必要があると思われる、その一事例をここに示したわけである。従来藩政史や村落史の側から祭祀組織や社家組織をとりあげることがは少なかつたが、地方の統合、農民の支配乃至村落生活の自律性という観点からすれば相当重要な問題であるとおもわれる。

もっとも小稿では村落における農民身分〔多くは名頭層〕の在郷社家による祭祀組織については史料の關係上十分に説明することが出来なかつた。しかし此の部面は村落構造、農民生活の上で最も重要と考えられるので今後史料条件の整った郷村において明らかにする必要がある。

守屋家をめぐる社會關係については、さきに分家や諸種の下人を考察し、小稿では社家を考察したが、なおこのほか類中〔親族

組織〕や郷の役職・軍制をめぐる郷士諸家との關係、或は守屋家が領主として支配した知行門の農民との關係、さらには小作や賃付を通しての諸家との關係等も説明されねばならない。かかる諸關係の重疊・錯綜する中で守屋家の家經濟・家生活を明らかにし、守屋家の歴史的格を考へ、その研究の意味を反省してみたいと思つている。もちろん守屋家の個別的な研究・徹視的研究に究極の目的があるわけではない。守屋家を通して薩摩藩農村、さらには守屋家を含めて、わが国各地域の典型的な事例を核としつつ、わが国村落の上層の家の生活構造、ことに労働組織を明らかにしたいし、下人・奉公人の研究を進めたいと念願しているのである。

〔後記〕

本稿を草するにあたっては守屋雄次郎・守屋泰造・守屋イワ・守屋貞子・日高栄子・故守屋健身・近間実秋・柿元イセガメ・柿元東吉・河野秀彦・新西義藏・下大蘭龜吉の諸氏より古文書の借覽・聞取調査など大変御世話になった。また、原口虎雄・松下志朗両氏より種々の御教示を得た。誌上を借りて厚く感謝の意を表す。